# 第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

# 第3部-第3 住環境の改善

## 2 安全安心のまちづくり

### I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況	前期実績値	中期目標値	目標値
	(平成 22 年度)	(平成 26 年度)	(平成 30 年度)	(平成 34 年度)
安全安心・市民協働パトロールへ の参加人数	2,262 人	3,109 人	3,300 人	3,500 人

「安全安心・市民協働パトロール」の取り組み状況を示す指標です。安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、市民・事業者・市が協力して「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

協働指標	計画策定時の状況	前期実績値 中期目標値		目標値
	(平成 22 年度)	(平成 26 年度) (平成 30 年度)		(平成 34 年度)
三鷹市内の刑法犯罪認知件数	1,767 件	1,500 件	1,400 件	1,300 件

防犯対策の成果を示す指標です。市内の犯罪を減らすために、市民や警察等の関係機関と連携して取り組みを強化します。

### Ⅱ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

### 1 条例等の整備と推進

(1)生活安全条例の普及・啓発	①生活安全条例の普及・啓発
(2)防犯カメラの設置及び運用に関	①防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発
する条例の普及・啓発	

### 2 安全安心の協働の取り組みの推進

(1)安全安心・市民協働パトロール 体制の拡充	<ul><li>◎ ①安全安心・市民協働パトロール体制の拡充</li><li>◎ ②市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進</li></ul>
(2)生活安全に関するガイドライン の運用・見直し	※ ①生活安全に関するガイドラインの運用・見直し
(3)生活の安全に関する意識の醸成	<ul><li>◎ ①振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化</li><li>※ ②地域安全マップ及びマップシールの配布・活用</li><li>③安全安心地域出前懇談会の開催</li><li>④学校における啓発事業の実施</li></ul>
(4)安全安心情報ネットワークシステムの整備	※ ①安全安心メールの普及促進

### 3 安全安心の環境整備

1 1 1 1 1 1 1 1	
(1)空き家等対策	◎ ①空き家等対策の推進
	(「第3部-第3 1住環境の改善」参照)
(2)安全安心環境の拡充	◎ ①防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上
	※ ②交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討
	③市内事業者と連携した地域の犯罪抑止対策の推進
	④落書き消去活動の実施

### 4 安全で地域に開かれた学校施設等の整備

(1)学校教育施設等の安全性の確	0	①子どもの安全安心の確保
保		(「第6部−第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	0	②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点
		としての機能強化
		(「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)

#### 5 推進体制の整備

(1)生活安全推進協議会を中心と した関係機関・団体との連絡・連携 の強化	①生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化
(2)三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化	①三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化
(3)庁内連携体制の強化	①安全安心緊急情報連絡会による庁内等連携体制の強化

### Ⅲ 主要事業

- 2-(1)-① 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
- 2-(1)-② 市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進

生活安全に関する事業の安全推進母体となる生活安全推進協議会の運営や生活安全に関する ガイドラインの運用及び市民や警察等関係機関との連携を強化し、生活の安全を推進する体制を拡 充します。それとともに、重要な課題となっている、子どもの通学路における安全確保及び高齢者に 対する詐欺被害防止啓発等も含めた「安全安心・市民協働パトロール」を拡充します。

### 2-(3)-① 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化

振り込め詐欺等をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図るため、被害防止イメージキャラクターを活用するとともに、市民、教育委員会、警察等関係機関と一層連携し、高齢者の集い等に合わせて 啓発活動を充実する等、詐欺被害防止対策を強化します。

3-(2)-① 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上

公共の場所に設置し、犯罪の防止を目的とする防犯カメラについては東京都と連携して、その設備にかかる経費の補助を行うなど、設置に向けた支援を行います。

### Ⅳ 推進事業

2-(2)-(1) 生活安全に関するガイドラインの運用・見直し

防犯性に優れた施設の環境整備を図るため作成した「生活安全に関するガイドライン(通学路等編、住宅編、道路等編、学校等編及び公共施設等編の5編)」について、施設の整備・管理基準を普及、促進します。また、今後の社会的変化も踏まえ、適宜ガイドラインの見直しを行い、地域の安全性の向上を図ります。

2-(3)-② 地域安全マップ及びマップシールの配布・活用

子どもたちに分かりやすく見やすい地域安全マップを児童、生徒や安全安心・市民協働パトロールを実施する市民団体などに配布し、地域の安全情報を周知します。また、親子でまちの診断を行い、市民の視点に立った地域の安全情報の共有化を図ります。

### 2-(4)-① 安全安心メールの普及促進

従来の犯罪や不審者情報の提供などのほか、防災情報や環境情報を配信することとし、ホームページや防災無線等と並ぶ情報提供ツールとして、幅広く市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。

### 3-(2)-② 交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

都立井の頭恩賜公園内や市域の西側地区、行政境周辺などのエリアにおける交番や駐在所の 増設、地域安全センターの機能拡充、パトロール拠点の設置検討について、引き続き東京都に対し て要請していきます。

さらに、今後青色回転灯パトロール車による地域での重点パトロール活動の拠点施設として、公的施設を含めて検討し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。